

医療機関での受診・窓口負担について

～平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震～

1 被保険者証なしで受診できます

- ・被災地の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。
 - ・公費負担医療（注）も、手帳等の提示なしに受診できます。
- （注）障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等

2. 窓口負担の支払いは猶予又は免除されます

- ・以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

- (1)災害救助法が適用されている**被災地域の住民**であり、
(2)以下の申し立てを行った方
- ①住宅が**全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災**をした方
 - ②主たる生計維持者が**死亡したり、重篤な傷病を負った方**
 - ③主たる生計維持者が**行方不明**である方
 - ④主たる生計維持者が**業務を廃止・休止**した方
 - ⑤主たる生計維持者が**失職し、現在収入がない方**
 - ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（**福島第1原発から半径 30 キロ圏内**）

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

- ・上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。
- ・医療機関では、上記の申し立てをした方の氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を聞き取ってカルテに記録していただければ十分です。**罹災証明書等を求める必要はありません。**

※ 制度の詳しい説明は下記にお尋ね下さい。

【照会先】 厚生労働省保険局総務課 直通 03-3595-2550
厚生労働省保険局医療課 直通 03-3595-2577

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に関する厚生労働省からのお知らせ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

平成23年度東北地方太平洋沖地震および長野県北部地震 ～ 介護保険制度等における対応～

1. 被保険者証なしでの介護サービスの利用・利用料等の支払猶予

- ・氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能。
- ・現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。
- ・利用料等の支払が困難な方は、支払を猶予。
- ・居住費・食費の自己負担を免除する法改正を検討中。

2. 介護事業者への配慮

- ・利用料の徴収を猶予した事業者は、利用者負担分を含めて介護に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- ・審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立て替えることを検討中。
- ・介護保険施設等において定員超過のサービス提供が可能。
- ・避難所や旅館等避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供が可能。

3. 保険料等の免除、猶予等

- ・保険者の判断により保険料の減免、支払猶予及び納期限の延長が可能であり、減免額が一定以上の場合に国から特別調整交付金が交付される。
- ・保険料、利用料の減免に関する財政措置について検討中。

4. 介護職員の派遣、避難者の受入等

- ・被災地の社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣等について調整中。
- ・職員派遣により一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合については、柔軟な取り扱いが可能。保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長が可能である。
- ・被災地域以外の介護施設等において、避難者の受入れに取り組んでいる。

(照会先)老健局総務課 直通:03-3591-0954

事務連絡
平成23年3月11日

各都道府県 民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総務課
疾病対策課
結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この度の地震による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとしたいと思います。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

また、被保険者証等を保険医療機関に提示できない場合の取扱いについては、保険医療担当部局より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出される予定であることを併せて申し添えます。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、この事業における自己負担の限度額の取扱いに当たっては、災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況を勘案するとされていることから、その趣旨にかんがみ、実情に即した弾力的な対応をして差し支えないものとする。

(4) 肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 児童福祉法

① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

〔(1) 特定疾患治療研究事業（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業を含む。）

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成23年3月11日から同年5月31日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各都道府県の判断により、臨床調査個人票又は医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について、現に受給者証の交付を受けている患者であって、受給者証の更新申請を行っている者（更新申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、更新の受給者証が交付されるまでの間は、現に有している受給者証の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

(2) 肝炎治療特別促進事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成23年3月11日から同年5月31日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み、当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各県の判断により、医師の診断書に記載された助成対象となる治療の開始日を交付申請書の受理日とみなして取扱うこととして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

○ 特定疾患治療研究事業（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業を含む。）

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社等による計画停電の影響により、受給者証に記載のある契約医療機関において受診することができない場合は、従前からの緊急の場合の取扱いどおり、受給者証に記載のある契約医療機関以外の契約医療機関に受診して差し支えないものとする。

○ 児童福祉法

① 児童福祉法第20条の規定に基づく療育の給付

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社等による計画停電の影響により、療育券に記載のある指定医療機関において受診することができない場合は、療育券に記載のある指定医療機関以外の指定医療機関でも受診できるものとする。

② 児童福祉法第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社等による計画停電の影響により、受診券に記載のある同事業の委託契約を結んだ医療機関（以下この項において「契約医療機関」という。）において受診することができない場合は、受診券に記載のある契約医療機関以外の契約医療機関でも受診できるものとする。

○ 母子保健法第20条の規定に基づく養育医療の給付

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社等による計画停電の影響により、養育医療券に記載のある指定医療機関において受診することができない場合は、養育医療券に記載のある指定医療機関以外の指定医療機関でも受診できるものとする。

○ 障害者自立支援法第5条第18項の規定に基づく自立支援医療

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社等による計画停電の影響により、自立支援医療受給者証に記載している指定自立支援医療機関において受診等ができない場合は、自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関と異なる指定自立支援医療機関で受診し、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとする。

なお、この支給認定の変更を行うに当たっては、指定自立支援医療機関の指定を複数行っても差し支えない。

広域災害救急医療情報システム

Emergency Medical Information System

<http://www.wds.emis.go.jp>[Home](#) > 医療機関情報検索災害運用中  [運用状況一覧はこちら](#) 医療機関情報検索(医療機関を探す)

都道府県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 高知県

 災害拠点病院  救命救命救急センター  被ばく医療機関  DMAT DMAT指定医療機関

滋賀県

二次医療圏	医療機関情報	種別
大津	滋賀医大附属病院 瀬田月輪町	 災害  DMAT
	大津市民病院 本宮2-9-9	 災害  DMAT
	大津赤十字病院 長等1-1-35	 災害  救命  DMAT
湖南	済生会滋賀県病院 大橋2-4-1	 災害  救命  DMAT
	草津総合病院 矢橋町1660	 災害  DMAT
甲賀	公立甲賀病院 水口町鹿深3-39	 災害  DMAT
東近江	近江八幡市立総合医療センター 土田町1379番地	 災害  救命  DMAT
湖東	彦根市立病院 八坂町1882	 災害  DMAT
湖北	長浜赤十字病院 宮前町14-7	 災害  救命  DMAT
湖西	公立高島総合病院 勝野1667	 災害  DMAT

京都府

二次医療圏	医療機関情報	種別
京都・乙訓	京都市立病院 京都市中京区壬生東高田町1-2	  災害  DMAT
	京都第一赤十字病院 京都市東山区本町15丁目749番地	  災害  救命  DMAT
	済生会京都府病院 長岡京市今里南平尾8	  災害  DMAT
山城南	公立山城病院 木津川市木津池田74-1	  災害  DMAT
南丹	公立南丹病院 南丹市八木町八木上野25	  災害  DMAT
中丹	市立福知山市民病院 福知山市厚中町231	  災害  DMAT
丹後	与謝の海病院 与謝郡与謝野町男山481	  災害  DMAT

大阪府		
二次医療圏	医療機関情報	種別
豊能	大阪大学医学部附属病院 吹田市山田丘2-15	災害 救命 MAP DMAT
	大阪府済生会千里病院 吹田市大阪府津雲台1丁目1番6号	災害 救命 MAP DMAT
三島	大阪医科大学附属病院 高槻市大学町2番7号	災害 MAP
	大阪府三島救命救急センター 高槻市南芥川町11番1号	災害 救命 MAP DMAT
北河内	関西医科大学附属滝井病院 守口市文園町10-15	災害 救命 MAP DMAT
	関西医科大学附属枚方病院 枚方市新町2丁目3番1号	災害 救命 MAP DMAT
中河内	東大阪市立総合病院 東大阪市西岩田3丁目4番5号	災害 MAP
	府立中河内救命救急センター 東大阪市西岩田3-4-13	災害 救命 MAP DMAT
南河内	近畿大学医学部附属病院 大阪狭山市大野東377-2	災害 救命 MAP DMAT
堺	市立堺病院 堺市堺区南安井町1-1-1	災害 DMAT MAP
泉州	市立泉佐野病院 泉佐野市りんくう往来北2-23	災害 MAP
	府立泉州救命救急センター 泉佐野市りんくう往来北2-24	災害 救命 MAP DMAT
大阪北	大阪市立総合医療センター 大阪市都島区都島本通2-13-22	災害 救命 MAP DMAT
大阪東	大阪医療センター 大阪市中心区法円坂2-1-14	災害 救命 MAP DMAT
	大阪警察病院 大阪市天王寺区北山町10-31	災害 救命 MAP DMAT
	大阪赤十字病院 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	災害 救命 MAP DMAT
大阪南	市立大学医学部附属病院 大阪市阿倍野区旭町1-5-7	災害 DMAT MAP
	大阪府立急性期・総合医療センター 大阪市住吉区万代東3-1-56	災害 救命 MAP DMAT
兵庫県		
二次医療圏	医療機関情報	種別
神戸	神戸市立中央市民病院 神戸市中央区港島中町4-6	災害 救命 MAP DMAT
	神戸赤十字病院 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	災害 DMAT MAP
	神戸大学医学部附属病院 神戸市中央区楠町7-5-2	災害 DMAT MAP
	兵庫県災害医療センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	災害 救命 MAP DMAT
阪神南	兵庫医科大学病院 西宮市武庫川町1-1	災害 救命 MAP DMAT

阪神北	宝塚市立病院 宝塚市小浜4-5-1		災害
東播磨	兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203		災害 DMAT
北播磨	西脇市立西脇病院 西脇市下戸田652-1		災害 DMAT
中播磨	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1		災害 DMAT
	兵庫県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520		災害 救命 DMAT
西播磨	赤穂市民病院 赤穂市中広1090		災害 DMAT
但馬	公立八鹿病院 養父市八鹿町八鹿1878-1		災害
	公立豊岡病院 豊岡市戸牧 1094		災害 救命 DMAT
丹波	兵庫県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208-1		災害 DMAT
淡路	兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂1-6-6		災害 DMAT
奈良県			
二次医療圏	医療機関情報	種別	
奈良	県立奈良病院 奈良市平松1-30-1		災害 救命 DMAT
東和	済生会中和病院 桜井市阿部323		災害
西和	近畿大学医学部奈良病院 生駒市乙田町1248-1		災害 救命
中和	県立医科大学附属病院 橿原市四条町840		災害 救命 DMAT
	大和高田市立病院 大和高田市磯野北町1番1号		災害
南和	県立五條病院 五條市野原西5-2-59		災害
和歌山県			
二次医療圏	医療機関情報	種別	
和歌山	日本赤十字社和歌山医療センター 和歌山市小松原通四丁目20番地		災害 救命 DMAT
	和歌山県立医科大学附属病院 和歌山市紀三井寺811-1		災害 救命 DMAT
那賀	公立那賀病院 紀の川市打田1282		災害 DMAT
橋本	橋本市民病院 橋本市小峰台2-8-1		災害 DMAT
有田	有田市立病院 有田市宮崎町6		災害
御坊	国保日高総合病院 御坊市藺116-2		災害 DMAT

田辺	紀南病院 田辺市新庄町46-70		災害 DMAT
新宮	新宮市立医療センター 新宮市蜂伏18-7		災害 DMAT
高知県			
二次医療圏	医療機関情報	種別	
高知市	近森病院 高知市大川筋一丁目1番16号		災害 DMAT
	高知医療センター 高知市池2125番地1		災害 救命 DMAT
	高知赤十字病院 高知市新本町2-13-51		災害 救命 DMAT
安芸	安芸病院 安芸市宝永町1の32		災害 DMAT
中央	高知大学医学部附属病院 南国市岡豊町小蓮185番地1		災害 DMAT
高幡	須崎くろしお病院 須崎市緑町4-30		災害 DMAT
幡多	幡多けんみん病院 宿毛市山奈町芳奈3-1		災害 DMAT
Home > 医療機関情報検索 ページTOPへ 			
Copyright (C) 2007 厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare) All Rights Reserved. 本サイトに関するご意見お問い合わせは、 広域災害救急医療情報センター まで。			

DMAT

Japan Disaster Medical Assistance Team

DMATとは、 災害急性期に活動できる機動性を持った トレーニングを受けた医療チーム

一人でも多くの命を助けよう

意識清明であった被災者が救出とともに急変し、心停止に至ったクラッシュ症候群、手足を挟んだ重量物を除去できず、現場での切断もできず迫り来る火の手に巻き込まれた例、適切な初期医療が受けられぬまま命を落とした例も少なくなかった。従来、医療救護班は避難所の仮設診療所や巡回診療を担当してきたが、救命の観点からみた災害医療として充分とは言い難い。急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、トレーニングを受けた医療救護班が災害現場に出向くことが、予防できる被災者の死の回避につながる。

平成13年度厚生科学特別研究

「日本における災害時派遣医療チーム（DMAT）の標準化に関する研究」報告書



阪神淡路大震災 人と防災未来センター提供

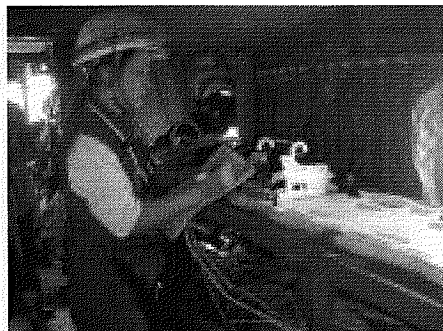
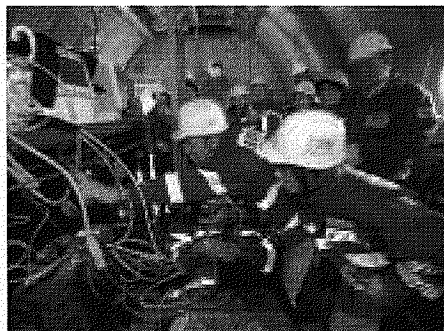
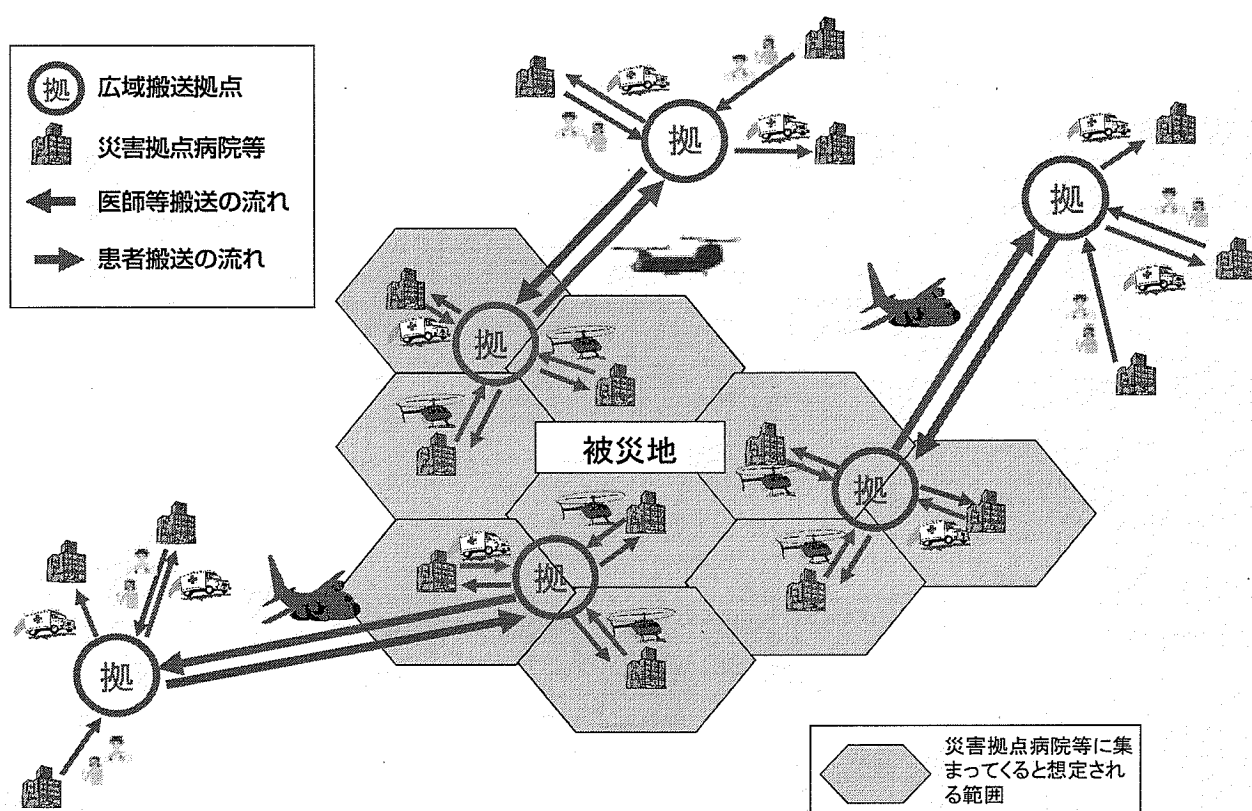


DMATの 機能・任務

- 被災地域内での医療情報収集と伝達
- 被災地域内でのトリアージ、応急治療、搬送
- 被災地域内の医療機関、特に災害拠点病院の支援・強化
- 広域搬送拠点医療施設 (Staging Care Unit) における医療支援
- 広域航空搬送におけるヘリコプターや固定翼機への搭乗医療チーム
- 災害現場でのメディカルコントロール



～固定翼輸送機や大型回転翼機を使用した広域医療搬送活動～



広域医療搬送実働訓練

広域医療搬送とは

- ・被災地内の空港等に患者搬送拠点としての臨時医療施設（SCU：ステージングケアユニット）を立ち上げ、被災地外からの医療救護班（DMAT）の派遣により、傷病者の広域搬送中の安全を可能にするための安定化及び搬送のためのトリアージが行われます。
- ・自衛隊等の大型航空機により傷病者を被災地内から被災地外の拠点へ搬送し、待機している救急隊などにより救命救急センター等に運ばれ、迅速な高度医療により傷病者の治療が行われます。
- ・DMATは、ステージングケアユニットでの活動及び航空機内での医療を行うための専門的なトレーニングを受けています。

○広域緊急医療

医療救護班・DMAT投入

患者輸送



災害拠点病院(全国582病院)



広域医療搬送の目的

- ・大規模災害時には、多数の傷病者の発生、被災地内の病院の機能の低下、人的・物資の資源の低下などにより、緊急な治療を要する傷病者に対し、被災地外での高度な医療の提供及び被災地内の医療負担の軽減を図ることを目的としています。

病院支援

被災地内で多くの傷病者が来院している病院に対し、混乱の制止、機能維持を図り、後方搬送の体制確保を行うとともに、トリアージ、診療などの医療の支援を行います。



岩手・宮城内陸地震

域内搬送

ヘリコプターや救急車などによる傷病者の搬送で、現場から被災地内の医療機関、被災地内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地内の医療機関から SCU への搬送及び被災地外の SCU から医療機関への搬送での医療支援を行います。



広域医療搬送実働訓練

現場活動

JR福知山線脱線事故、羽越本線脱線事故、新潟県中越地震では、土砂に埋もれた車からの子供の救出など、災害現場や、救助救出現場でのレスキューと共に活動する医療チームが求められています。

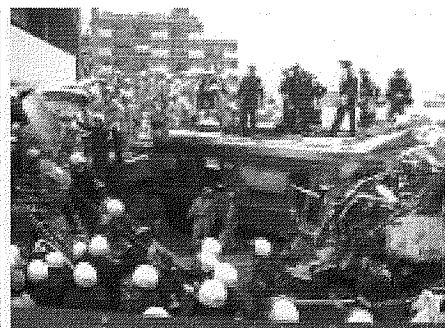
これらの現場活動では、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療などを行います。

通常の救助活動では対応困難な、倒壊した建造物・列車などに閉じこめられた負傷者に対し、高度な搜索・救助活動を行い、並行して医療を提供することで、最大限の救命効果＝社会復帰の獲得を目指します。

Urban Search and Rescue、Confined Space Medicine など活動環境の特殊性から、十分な準備と訓練を受けた医療チームが必要とされます。



日本 DMAT 隊員養成研修

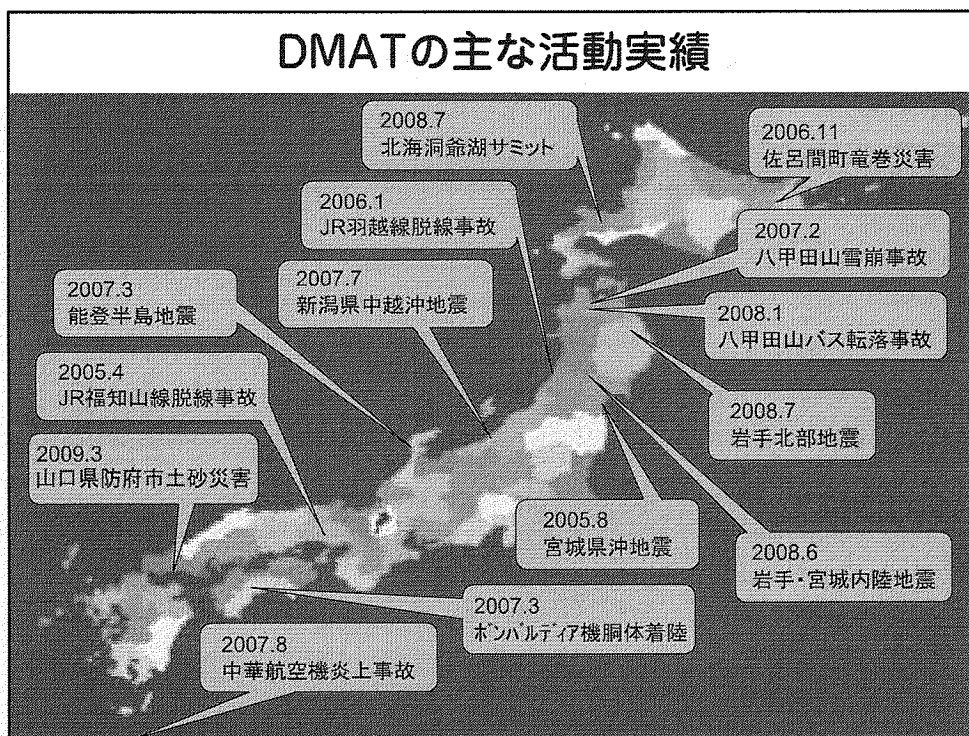


JR 福知山線脱線事故 兵庫県災害医療センター提供



「日本 DMAT 隊員養成研修」は国立病院機構災害医療センターと兵庫県災害医療センターで行われており、平成 22 年 3 月末現在で 387 施設、703 チーム、約 4300 名の隊員が登録されています。

DMAT は全国で発生する災害に対し活動を行っています。



このパンフレットの内容に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター

厚生労働省医政局 災害医療対策室 DMAT事務局

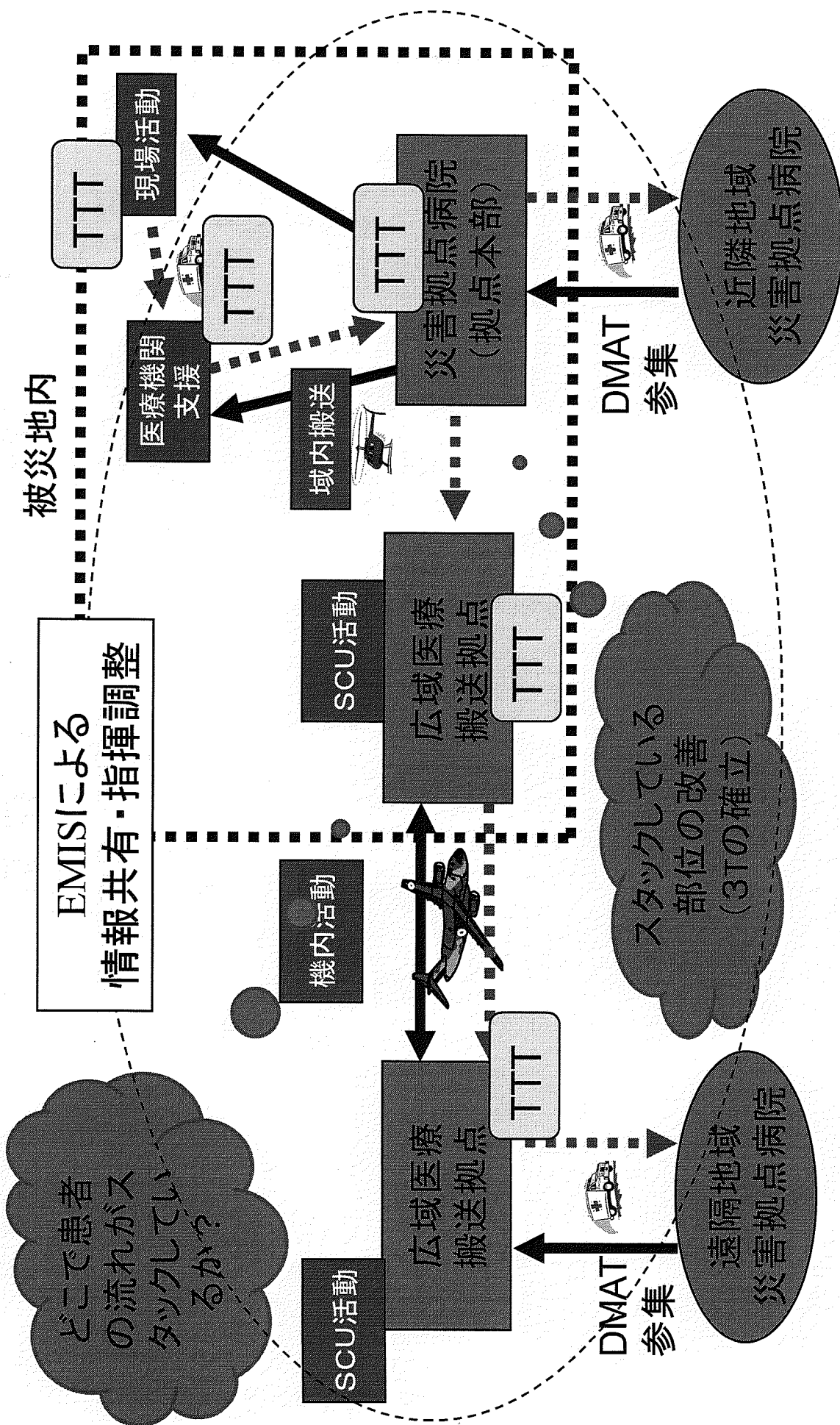
〒190-0014 東京都立川市緑町 3 2 5 6

電話 042-526-5511 FAX 042-526-5535

われわれ DMAT 事務局では次の業務を行っています。

1. 日本 DMAT 検討委員会の運営
2. DMAT 隊員養成研修事業
3. DMAT 指定施設等への情報提供及び情報収集
4. 災害医療の啓蒙、普及活動
5. 災害対応、緊急医療に対する医療体制作り

急性期災害医療・DMAT活動



実線 DMATの動線
点線 患者の動線

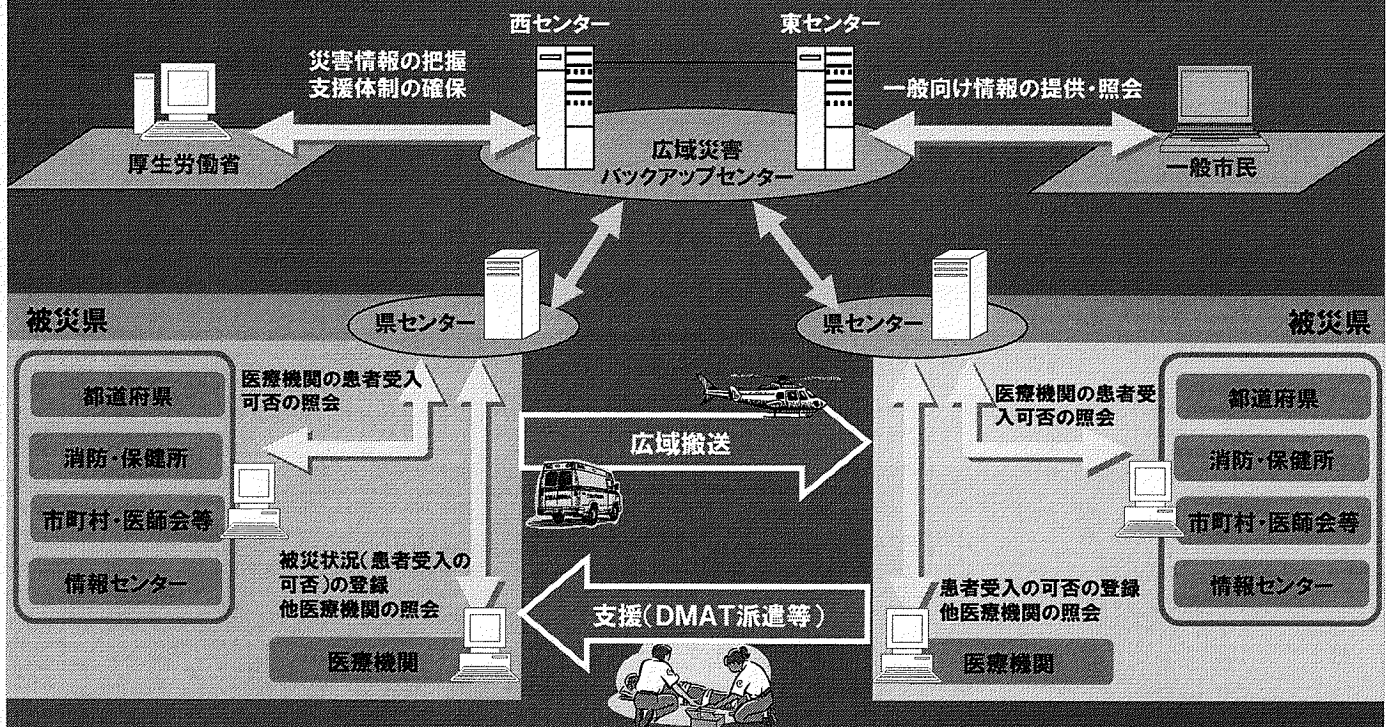
広域災害救急医療情報システム(EMIS)

Emergency Medical Information System

システム概要

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。

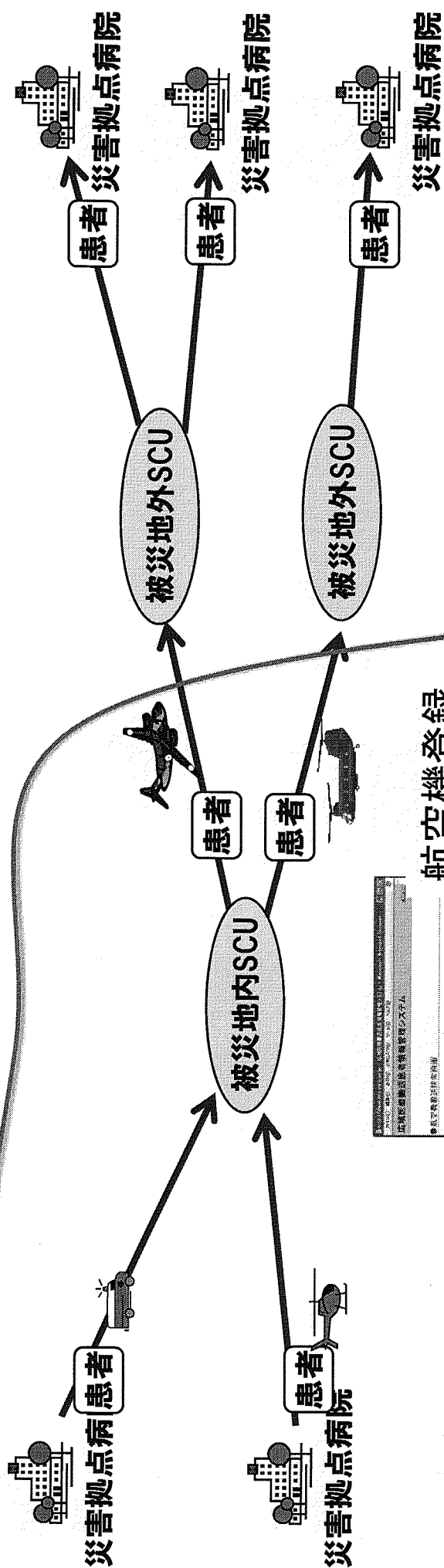
- ・各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報の収集
- ・医療機関の災害医療情報を収集、災害時の患者搬送などの医療体制の確保
- ・東西2センターによる信頼性の高いネットワーク構成
- ・平常時、災害時を問わず、災害救急医療のポータルサイトの役割



- 災害時に最新の医療資源情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供
- 超急性期の診療情報(緊急情報)を即時に集約、提供
- 急性期以降の患者受入情報(詳細情報)等を随時集約、提供
- DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

<http://www.wds.emis.go.jp>

EMIS広域医療搬送患者管理システムの開発



患者登録

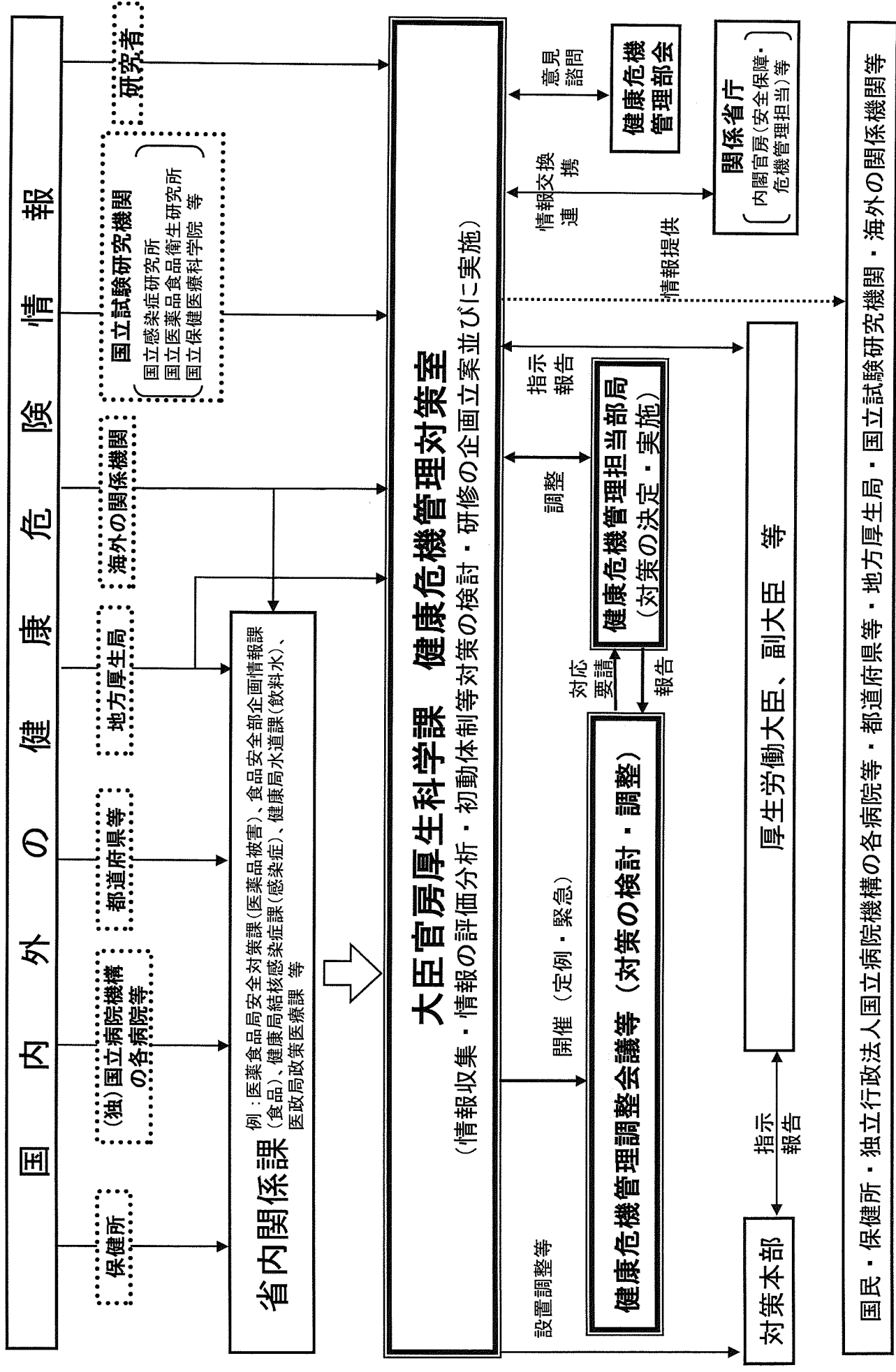
航空機登録

航空機情報・患者情報更新

The screenshots show the EMIS system interface. The top screenshot displays a form for patient registration (患者登録) with fields for patient name, age, sex, and other details. The middle screenshot shows a form for aircraft registration (航空機登録) with fields for aircraft type, registration number, and other details. The bottom screenshot shows a form for updating aircraft and patient information (航空機情報・患者情報更新) with fields for aircraft type, registration number, and patient name. The interface includes various buttons and checkboxes for data entry and management.

患者選択
搭乗者名簿作成

厚生労働省健康危機管理体制のイメージ図



東北関東大震災（東日本大震災）支援の取り組みについて

2011. 3. 16 日本難病・疾病団体協議会 代表 伊藤たてお

被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。

J P Aとして何かに取り組むべきとのご意見や問い合わせが相次いでいますが、以下の事項について加盟各団体にご連絡いたします。J P Aとしては現在、厚生労働省健康局疾病対策課と連携をとりつつ、必要に応じて各局や政府・与党、関係業界に支援についての要請を行っています。また必要な情報をメール、F A Xにて加盟団体等に流しています。

- 1、私どもも、何かをしなければならないとの気持ちを抑えることが出来ませんが、J P Aは患者当事者の団体の集まりであり、さまざまな制約があると同時に私たちでなければ出来ないこともあると考えます。
- 2、しかし現時点での対応については、個々に動くことは国や現地での救援活動の妨げにもなることから、今は冷静に事態の成り行きを見守ることが大事と考えます。
- 3、与党民主党も個々の議員が動くことは救援活動の妨げにもなることから、個別対応はしないよう、支援を求める要請については、幹事長室に集中すること等の通達を所属議員に出しました。
- 4、ボランティアの現地入りや救援物資の送付についても十分に受け入れ先と協議するべきと考えます。また、現時点では送るルートがありません。郵便、宅配便もすべてストップしています。
- 5、携帯電話などによる被災地以外の電波の使用も控えてほしいとの要請もあることから、私たちの出来る現時点での具体的支援は、電波の使用を出来るだけ控えることと節電などであり、救援活動の邪魔にならないことではないかと考えます。
- 6、個別団体の義捐金の募集は、個別団体の取り組みを支持しますが、J P Aとしての義捐金募金については、その有効性や使途について十分検討のうえ、取り組むかどうかを検討します。会員に対して2重の呼びかけにならないような配慮も必要と考えます。当面は、共同募金やNHKなどマスコミの募金への参加を呼びかけたいと思います。
- 7、偽情報、偽募金などの横行に気をつけるよう、また難病支援とか疾病団体を騙るなど紛らわしい名称を用いた募金詐欺が必ず横行しますので、各団体は十分ご注意ください。そのような情報があつた場合はJ P A事務局へご連絡ください。
- 8、物資については、物流ルートが再開され次第、衣類などの必要性も高いと思いますので、支援物資に取り組まれる方は用意しておくのもよいかと思います。水や食料、薬、紙おむつ、毛布、トイレ、風呂、マスク、タオル、ビニール袋などが現時点での被災者からの要請が多いものです。しかし原発の動向如何ではさらに大量の被災者、避難者が出ることも予想できます。ガソリン、燃料は民間での取り組みは不可能です。インフラに関するものは国や自治体の取り組みに依存すべきと考えます。また食べ物などは他の支援物資と混載にならないよう十分ご注意ください。また、配布や仕分けの労力が必要であることにも十分配慮すべきと考えます。
- 9、このたびの震災は、かつてない広域、かつ巨大であり複合的なものであることや、被災地の状況の把握も出来ません。また、この先の状況の予測もできず、原発や関東以南の地震の動向や地殻変動の状態もわかりません。今までの経験は役に立たないかもしれません。そういう事態だからこそ冷静な対応が必要と考えます。一刻も早く、と救援を待ち望んでいる被災地の方々を思うときに、具体的な行動の呼びかけができないことも十分に辛いことです。しかし必ず私たちも具体的な支援に取り組む時期がやってくると思います。

皆さんの冷静な対応を呼びかけます。

加盟団体は、取り組みの状況などをJ P A事務局にメール、F A Xなどでご連絡ください。

以上